

要介護認定の手続き

～介護保険を利用するには、まず「要介護認定」を受ける必要があります～

①申請（更新申請も含む）

介護長寿課 介護保険グループが窓口です。

（市役所 1階 黄色い看板 **②介護保険と高齢者福祉**）

64歳10か月から、第1号被保険者として要介護認定の申請ができます。また、40～64歳でも特定疾病が原因で介護が必要な場合は第2号被保険者として申請できます。

申請は、本人・家族のほか、次のところへ代行申請を依頼することができます。

◇地域包括支援センター ◇居宅介護支援事業所 ◇介護保険施設 など

移動はできるか？身の回りのことができるか？
問題行動・麻痺・排泄・清潔保持等は？など…

②要介護認定

訪問調査 訪問調査員がご自宅を訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞きとり調査を行います。

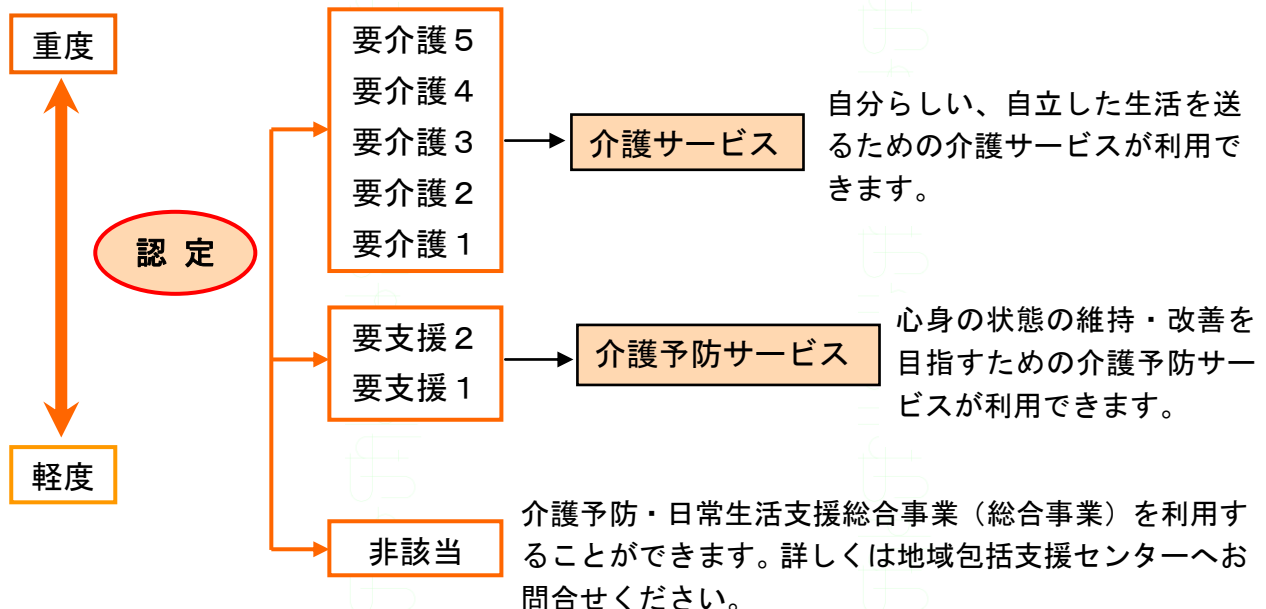
主治医の意見書 市の依頼により主治医が意見書を作成します。

一次判定 訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目を全国統一基準のコンピュータソフトに入力し、一次判定を行います。

二次判定 一次判定や主治医の意見書などを基に、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

③結果の通知

認定結果は、原則として申請から30日以内に通知書によりお知らせします。要介護度に応じて、利用できるサービスや月々の利用限度額などが異なります。



要介護者（要介護1～5のかた）とは？

身体上または精神上の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事などの日常生活における基本的な動作の全部または一部について、6か月にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態にある被保険者のことです。

介護保険のサービスを在宅で利用するときは、居宅介護支援事業所のケアマネジャーにご相談ください。

要支援者（要支援1・2のかた）とは？

身体上または精神上の障がいがあるために、6か月にわたり継続して、日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態にある被保険者のことです。

介護保険のサービスを利用するときは、お住まいの地区の地域包括支援センターにご相談ください。

○地域包括支援センター

<p>地域包括支援センター^{せいとうかい}青燈会 〒311-0105 那珂市菅谷 605 番地 2 介護老人保健施設ライブラリーライフ「那珂」内 電話 029-295-5288</p>	<p>神崎地区 (本米崎・向山・横堀・堤・杉) 菅谷地区 (菅谷・福田・竹ノ内)</p>
<p>地域包括支援センターゆたか園 〒311-0111 那珂市後台 2045 番地 4 特別養護老人ホームゆたか園隣 電話 029-295-1287</p>	<p>五台地区 (後台・中台・東木倉・西木倉・豊喰・津田) 戸多地区 (戸・田崎・大内・下江戸) 芳野地区 (飯田・鴻巣・戸崎)</p>
<p>地域包括支援センターナザレ園 〒319-2103 那珂市中里 361 番地 2 社会福祉法人ナザレ園内 電話 029-296-3405</p>	<p>額田地区 (額田東郷・額田南郷・額田北郷) 木崎地区 (鹿島・門部・北酒出・南酒出) 瓜連地区 (静・下大賀・瓜連・中里・古徳・鹿島・平野)</p>